

津野町 AR コンテンツ制作業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、津野町（以下「町」という。）が委託する津野町 AR コンテンツ制作業務（以下「業務」という。）を受託した者（以下「受託者」という。）が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2 目的

津野町の自然、歴史、文化など様々な魅力を多くの方に知っていただくとともに、新たなコンテンツを整備し、次世代の楽しみ方を体験していただくために、町内の観光施設等と連携し、拡張現実（以下、「AR」という。）を活用したコンテンツを制作し、町内の複数個所に設置することで、周遊促進、町内への滞在延長及び地域消費の拡大につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 1 3 日（金）までとする。

ただし、委託期間を延長する場合がある。

4 契約上限額

4, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、見積書の金額が契約上限額を超過した場合は失格とする。

5 業務内容

（1）基本的な考え方、企画概要・構成

業務目的をふまえて本業務および津野町への理解度を高め、基本的な考え方、企画概要および構成を整理し、AR コンテンツの制作を行う。

（2）AR コンテンツの整備・運用

① 3D キャラクター 1 体、津野町の観光資源 3 種類以上を AR 化することとし、AR 体験ができるスマートフォン等デバイス向けコンテンツを開発する。観光スポットは物体と風景のそれぞれを作成すること。

※AR 化する内容については、契約締結後に双方協議のうえ決める。

※観光スポット等は物体 2 種類以上と風景 1 種類以上を想定している。

物体の例：風車、満天の星大福、吉村虎太郎像、トゥクトゥク、津野山古式神楽など

風景の例：天狗高原の星空、晴れた天狗高原、長沢の滝、茶畑など

②制作するコンテンツは WebAR とし、一般的なスマートフォン等にインストール済みの汎用ブラウザ等で利用できるものとし、また、デバイスへのデータダウンロードなしに利用できるものとする（コンテンツ利用時のキャッシュを除く）。

- ③スマートフォン等のカメラを用いて、AR マーカーまたは二次元コードを読み込むことによって、煩雑な操作なくコンテンツを利用できるものとする。
- ④解像度が高い CG により、効果的かつ魅力的な AR とすること。
- ⑤令和 7 年度の運用において、AR コンテンツ制作費以外の経費（サーバ使用料等）が発生する場合には、受託者が負担すること。なお、令和 8 年度以降にかかるランニングコストについては、見積書に記載すること。
- ⑥多言語（日本語、英語は必須）対応とすること。
- ⑦情報セキュリティの対策が十分にされていること。

（３）広報・情報発信

- ①AR コンテンツの整備や町が AR を活用したイベントなどを実施する場合に、広報や情報発信への協力内容について提案をすること。

（４）AR を活用した独自提案

- ①観光客の周遊促進・滞在延長が図られる仕組みを提案すること。
- ②限定的かつ手軽に AR データが入手できる方法を提案すること。
- ③実現性が高い提案内容であること。

（５）業務の実施体制

- ①AR コンテンツの制作にあたっては、円滑に業務を遂行できる体制を確保すること。
- ②AR コンテンツ制作後の保守管理について、AR の動作不良など不足の辞退が発生した場合に、速やかに対応できる体制を確保すること。
- ③本業務にかかる問い合わせに対応すること。

6 成果物

- （１）実績報告書 業務が完了したことによる実績報告書 1 部（任意様式）
- （２）製作物 本業務で制作した電子データを収録した電子媒体（DVD 等）一式
操作方法や運用方法をまとめたドキュメント 1 部
- （３）その他 打ち合わせ記録 一式
その他本業務で作成した資料のうち町が指示する資料

7 納品場所

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 225 番地 1 津野町役場観光推進課

8 留意事項

- （１）本業務に関する打ち合わせを必要に応じて随時行うものとする。なお、打ち合わせや成果物の検査に要する移動等の経費は、すべて受託者の負担とする。
また、打ち合わせを行った場合はその内容について、議事録を作成し町の確認を受け

ること。

- (2) 事前に委託者の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 本業務で知り得た情報を他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。
本業務の終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、本業務において取り扱う情報及びデータ等の管理を適切に行い、情報セキュリティ対策に必要な体制及び措置を講ずること。
- (5) 本業務により生じた著作物に関する著作権は、町に帰属するものとする。
- (6) 素材の収集、肖像権及び著作権についての必要な手続き等については受託者にて行うこと。
- (7) 本業務により生じるすべての成果品を町の許可なく公表及び貸与してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により当町又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

9 見積書作成

見積書の作成にあたっては、本仕様書に基づいて作成すること。ただし、本仕様書以上の企画提案等があれば、契約上限額の範囲内で提案すること。

なお、契約上限額については、AR コンテンツの制作にかかるものであり、制作費用以外の提案内容について費用が発生する場合は、参考見積額として別途見積書を提出すること。

10 その他

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 本業務の達成に必要な一切の経費は受注者の負担とする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議し決定する。